

## 特別養護老人ホーム 高坂苑 入所希望される方へ

特別養護老人ホーム 高坂苑  
施設長 神田 時子

この度は、高坂苑への入所のご希望を頂きまして誠に有難うございます。今回の入所申し込みにつきまして、以下の点をご理解頂きますようお願い致します。

1. 高坂苑は介護保険施設ですので、要介護3～5までの要介護状態の方と、要介護1又は要介護2であって特例入所の要件に該当する方しかご利用出来ません。
2. 入所申込書は原則として郵送での受付は出来ません。
3. 入所申込みには、入所申込書と有効期限内である介護保険証の写しが必要です。必ず最新の介護保険証の写しを添付して下さい。(A4サイズ)  
※ 介護保険証の写しが無いもの、有効期限の切れた写しは無効として取り扱われます。  
※ 特例入所該当の要介護1～2でお申込みいただく方は、確認資料の提示及び申出書もあわせて添付して下さい。  
※ 後日の郵送・FAXは受付出来ません。必ず一緒に提出して下さい。
4. 入所希望者又は、介護者（ご家族様等）の状況が変わった場合は、その都度必ず変更届を提出いただきお知らせ下さい。  
（例） 入所希望者：介護保険証の有効期限、要介護度、認知症等による行動・心理症状、医療に関する状況等  
介護者：連絡先、就労状況、健康状態、家族構成、介護者の変更等
5. 入所希望者の要介護度が喪失した時点で取り下げとして取り扱いますのでご連絡をお願いします。その際は要介護3から要介護5（特例要件に該当する方は要介護1～）がついた時点で再度申し込みの手続きをして下さい。  
（例）申し込み時に要介護1～5だったが、更新等で要支援2～自立に変更となった場合
6. 転居された場合は、変更届で必ずお知らせ下さい。連絡が取れない場合は、取り下げとして取り扱いさせていただきます。
7. 入所希望者が死亡された場合や他の施設（特養等）に入所された場合、あるいは何らかの理由により入所不可能となった場合は、必ず連絡して下さい。
8. 入所が近くなりましたら高坂苑よりご連絡いたします。（入所の詳細な説明をさせていただきます。）  
後日、ご本人様には健康診断を実施して頂き診断書をご提出いただきます。
9. 入所を保留された方で再度入所をご希望される方は別紙「入所申出書」を提出して下さい。  
（提出されない場合は、一定期間をおいた後に取り下げとして取り扱われます。）
10. 入所されましたら、住所地は高坂苑に変更させていただきます。

お問合せ先 特別養護老人ホーム 高坂苑 生活相談員まで  
TEL 052-805-0100